

市県民税申告書の書き方

申告書の表面

●住所 令和7年1月1日現在の住所を記入してください。

●所得金額

・営業等所得・農業所得・不動産所得 ※所得金額＝収入金額－必要経費

・公的年金等の収入 令和6年分 公的年金等に係る雑所得の速算表 所得金額＝A×B－C

公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合 ※1,000万円以上の方は計算が異なります。

年齢区分	A公的年金等収入合計金額	B割合	C控除額	年齢区分	A公的年金等収入合計金額	B割合	C控除額
昭和35年1月2日以後に生まれた方(65歳未満の方)	1,299,999円まで	100%	600,000円	昭和35年1月1日以前に生まれた方(65歳以上の方)	3,299,999円まで	100%	1,100,000円
	1,300,000円～4,099,999円	75%	275,000円		3,300,000円～4,099,999円	75%	275,000円
	4,100,000円～7,699,999円	85%	685,000円		4,100,000円～7,699,999円	85%	685,000円
	7,700,000円～9,999,999円	95%	1,455,000円		7,700,000円～9,999,999円	95%	1,455,000円
	10,000,000円以上	100%	1,955,000円		10,000,000円以上	100%	1,955,000円

・給与所得 給与所得の速算表

給与等収入金額の合計額 A	給与所得の金額	給与等収入金額の合計額 A	給与所得の金額
550,999円まで	0円	1,628,000円～1,799,999円	$A \div 4$ の金額 $B \times 2.4 + 100,000$ 円
551,000円～1,618,999円	$A - 550,000$ 円	1,800,000円～3,599,999円	$B \times 2.8 - 80,000$ 円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円～6,599,999円	$B \times 3.2 - 440,000$ 円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円～8,499,999円	$A \times 0.9 - 1,100,000$ 円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円以上	$A - 1,950,000$ 円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円		

●所得金額調整控除

・あなたの給与等の収入金額が850万円を超え、①あなた、同一生計配偶者若しくは扶養親族のいずれかが特別障害者の場合、又は②23歳未満の扶養親族がいる場合

所得金額調整控除額＝(給与等の収入金額(最高1,000万円)－850万円)×10%

・あなたに給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額＝(給与所得控除後の給与等の金額(最高10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(最高10万円)－10万円)

●所得から差し引かれる金額

医療費控除

・あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために令和6年中に支払った医療費が10万円又は総所得金額等の合計額の5%のいずれか少ない方の金額を超える場合に、超える額を記入してください。

・健康増進や疾病予防として一定の取り組みを行い、あなたや生計を一にする配偶者その他の親族のために令和6年中に支払った特定の医薬品の購入費が12,000円を超える場合はセルフメディケーション税制による医療費控除の特例が受けられます。

・加入の保険機関が発行する医療費通知または支払った医療費・補てんされる金額を記載した医療費の明細書を提示してください。(領収書の添付・提示は不要です、しかし自宅で5年間の保管が義務付けられています。)

社会保険料控除

・あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険税、介護保険料、国民年金などの社会保険料で、あなたが支払ったり、または給与から差し引かれる保険料がある場合に控除できます。

・国民年金については、日本年金機構が発行した支払証明書、または領収書を提示してください。

生命保険料控除

※住民税と所得税で計算方法及び適用限度額が異なります。

・あなたが支払った生命保険料(一般生命保険、介護医療保険)、または個人年金保険料がある場合に控除できます。

・支払った生命保険料に、一般の生命保険料(新旧)と介護医療保険料、個人年金保険料(新旧)がある場合は、それぞれの控除額を計算し、合計します。(最高7万円)

種類	支払金額	控除額	種類	支払金額	控除額	
旧生命保険=①	15,000円以下	全額	新生命保険=③	12,000円以下	全額	
旧個人年金=②	15,000円超40,000円以下	2分の1+7,500円	新個人年金=④	12,000円超32,000円以下	2分の1+6,000円	
	40,000円超70,000円以下	4分の1+17,500円		介護医療保険=⑤	32,000円超56,000円以下	4分の1+14,000円
	70,000円超	35,000円			56,000円超	28,000円
算出方法	①+③もしくは①のいずれか大きい方の額=⑥ ※①+③は最高28,000円					
	②+④もしくは②のいずれか大きい方の額=⑦ ※②+④は最高28,000円					
	⑤+⑥+⑦=生命保険料控除額(適用限度額: 70,000円)					

本人該当控除

※住民税と所得税で控除額が異なります。

障害者控除(配偶者控除を受ける配偶者や扶養親族も適用)	26万円、特別障害者の場合は30万円
寡婦、ひとり親控除	26万円、ひとり親控除の場合は30万円
勤労学生控除	26万円

地震保険料控除			※住民税と所得税で計算方法及び適用限度額が異なります。		
・家屋や家財の損害保険契約のうち、地震等損害部分の保険料や掛金がある場合に控除できます。(最高2万5千円)					
・【経過措置】平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約に係る保険料については、旧長期損害保険控除として適用することができます。					
種類	支払金額	控除額	種類	支払金額	控除額
地震保険=①	50,000円以下	支払金額の2分の1	旧長期損害保険 =②	5,000円以下	全額
	50,000円超	25,000円		5,000円超15,000円以下	支払金額の2分の1+2,500円
算出方法	①+②(適用限度額:25,000円)				15,000円超

配偶者控除と扶養控除		※住民税と所得税で控除額が異なります。	
あなたと生計を一にする親族で、合計所得金額が48万円以下の人が該当します。			
配偶者特別控除			
あなたと生計を一にする配偶者の、昨年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合に控除が受けられます。			

配偶者の所得	控除額			
	納税者の所得が 900万以下	納税者の所得が 900万超950万以下	納税者の所得が 950万超1,000万以下	納税者の所得が 1,000万超
配偶者控除				
【70歳未満】48万円以下	33万	22万	11万	0 (同一生計配偶者)
【70歳以上】48万円以下	38万	26万	13万	
配偶者特別控除				
48万超100万以下	33万	22万	11万	0
100万超105万以下	31万	21万	11万	
105万超110万以下	26万	18万	9万	
110万超115万以下	21万	14万	7万	
115万超120万以下	16万	11万	6万	
120万超125万以下	11万	8万	4万	
125万超130万以下	6万	4万	2万	
130万超133万以下	3万	2万	1万	
133万超	配偶者控除・配偶者特別控除なし			

※上記の「所得」は「合計所得金額」を指します。

●基礎控除	合計所得金額	2,400万円以下	2,400万円超2,450万円以下	2,450万円超2,500万円以下	2,500万円超
	控除額	43万円	29万円	15万円	0円

※住民税と所得税で控除額が異なります。

申告書の裏面

●事業・不動産所得に関する事項	
・営業等所得、農業所得、不動産所得がある人は、この項目の欄に記入してください。	
・収入金額欄には令和6年中の収入が確定した金額を記入してください。	
・必要経費欄には減価償却費、修繕費、固定資産税など不動産の収入を得るために必要な経費を記入してください。	

●総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項	
土地や建物などの譲渡所得は他の所得と区別して課税しますので、それ以外の資産の譲渡があれば、「総合譲渡」の欄に記入してください。生命保険の満期返れい金や賞金、懸賞金などがあれば「一時」の欄に記入してください。	

税率	
・均等割	市民税 3,000円 県民税 1,500円 (うち500円は森林環境税(県税)) 森林環境税(国税) 1,000円 ※防災のための施策に要する費用の財源を確保するための均等割の引き上げ措置(年額1,000円)は令和5年度に終了し、令和6年度から新たに森林整備やその促進に充てるための森林環境税(国税)(年額1,000円)が均等割と併せて徴収されます。
	・所得割(総合課税分) 市民税 6% 県民税 4%

税額計算方法	
総所得金額(所得金額合計)－所得控除合計額(所得から差し引かれる金額合計)＝課税総所得金額	
課税総所得金額×税率＝算出所得割額	
算出所得割額－税額控除合計＝所得割額	
所得割額＋均等割額＝市県民税額	
※分離所得がある場合は計算方法が異なります。	
※税額控除:調整控除・配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・寄附金控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除	

その他	
・一般上場株式等の配当所得等について、令和5年分以降は所得税と住民税は同一の課税方式が適用されます。令和4年分以前の一般上場株式等の配当所得等について、確定申告と異なる課税方式を選択される方は申告の際に税務課に申し出てください。	